

後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

後期高齢者医療制度のお知らせ

① 保険証について

8月1日から被保険者証が変ります。新しい被保険者証（ピンク色）は7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）します。

現在、使用されている被保険者証（若草色）は、8月1日以降は使用できません。

若草色の被保険者証は8月1日以降に役場福祉課に返却するか、ハサミなどで裁断して破棄してください。8月からは必ず新しい被保険者証（ピンク色）で受診してください。

新しい保険証は
ピンク色です。



◆ 基準収入額適用申請

次の方は、申請により自己負担が1割に変更されます。
●被保険者が1人の場合…収入額が383万円未満
●被保険者が2人、または70歳〜74歳の方がいる場合…収入額の合計が520万円未満

【保険料の算定】

①被保険者均等割額 = 44,589円
②所得割額 = {総所得金額 - 基礎控除額} × 所得割率 (8.99%)
※年間保険料額は、上記①と②の合計額です。(限度額64万円)

【均等割の軽減】

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	13,376円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	22,294円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	35,671円

② 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に保険料額および納付方法の通知を役場福祉課から送付します。

◆ 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

◆ 均等割額の軽減

所得が低い世帯に属する方は、上記の基準により均等割額が軽減されます。該当者には軽減措置を行った後の額を通知します。

令和3年度については、均等割軽減特例の見直しに伴い、これまで7.75割軽減となっていた方が7割軽減に変更になります。

◆ 保険料の徴収方法

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、条件に満たない場合は、納付書で納付する普通徴収となります。

【特別徴収の徴収月】

第1期 4月、第2期 6月、第3期 8月、第4期 10月、第5期 12月、第6期 2月

【特別徴収額の算定方法】

10月・12月・2月の年金天引き額Ⅱ令和3年度保険料(2年中の所得を基礎)から4月・6月・8月の年金天引き額(元年中の所得を基礎とする仮徴収額)を差し引いた額

普通徴収となる方は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

【普通徴収の納期】

第1期 7月、第2期 8月、第3期 9月、第4期 10月、第5期 11月、第6期 12月、第7期 1月、第8期 2月、第9期 3月

詳しくは、県後期高齢者医療広域連合事業課(☎059-221-6883)、または役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

特定健康診査（健診）を実施します



町では、町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんを対象に健診を実施します。特定健康診査は、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の予備軍（メタボリックシンドローム）を早期に発見し、特定保健指導を行うことで、生活習慣病を予防・改善するための健診です。早期発見・治療することが健康寿命の延伸になるので、年に1回、健診を受診しましょう。

◆ 対象者

町国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で40歳以上の方。（長期入院中の方および施設《介護保険施設等》に入所されている方は除きます）
対象者には6月下旬から7月上旬にかけて、受診券を送付します。
※国保・後期高齢者以外の医療保険（協会健保、共済組合、健保組合など）にご加入の方は、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

◆ 受診時の持ち物

受診券に同封している質問票を事前に記入し、次の物をご持参のうえ受診してください。
①受診券、②質問票、③国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、④昨年の特定健康診査の結果（お持ちの方のみ）

◆ 自己負担額

無料です。
なお、後期高齢者医療制度加入の方は、今年度より個別健診の際のお支払いも不要となりました。

◆ 実施期間・場所

7月から11月までの間で、受診できる回数は1回です。集団（巡回）健診実施場所（予約不要）、または下表の紀宝町指定個別医療機関（直接予約必要）で受診してください。
※集団（巡回）健診の日程・場所は、今月号の広報きぼうの折り込みチラシをご確認ください。
※集団（巡回）健診で受診された方には、記念品をプレゼントします。
▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

◆ 個別医療機関一覧表（要予約）

医療機関	所在地	電話番号
寺本クリニック	紀宝町鶴殿778-1	32-0005
とみむろクリニック	紀宝町成川44-1	28-1030
相野谷診療所	紀宝町井内123-19	34-0011
谷口クリニック	御浜町阿田和6066	05979-2-4333
まつうらクリニック	御浜町下市木4649-28	05979-3-0150
西久保内科クリニック	御浜町阿田和5189-1	05979-3-1155
尾呂志診療所	御浜町上野70-1	05979-4-1014

※ 谷口クリニックは、10月30日（土）までの実施です。

届いたら、まずは住所・氏名などを確認

国民健康保険証が新しくなります

8月1日から国民健康保険証が新しくなります。新しい保険証は、役場福祉課から7月下旬に郵送でお届けする予定です。（国民健康保険税を滞納されている場合は、この限りではありません。）
新しい保険証が届きましたら、まず、住所・氏名・生年月日などの記載内容に間違いがないか、よく確かめてください。

旧保険証は、8月1日以降に、役場福祉課に返却されるか、ご自分で処分する場合は、住所や氏名等が見えないように裁断するなどして、個人情報の流出に十分注意してください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。